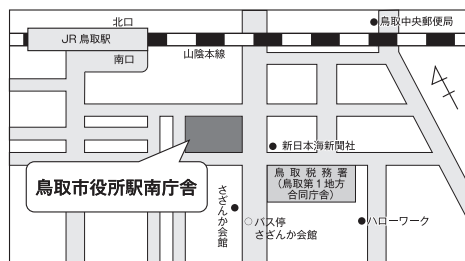


鳥取税務署での確定申告

会場 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第5会議室
日程 2月16日(火)～3月15日(月)
 ※休日開場日 2月21日(日)・28日(日)
受付時間 午前8時30分～午後4時
相談時間 午前9時～午後5時

【注意事項】

- ①確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は、申告会場での当日配布のほか、LINEでの事前発行も可能です。整理券の枚数には限りがあるため、後日の来場をお願いすることがあります。
 - ②作成済の申告書等は、持ち込みではなく、郵送や電子申告を利用して税務署に提出ください。
 - ③駐車場には台数に限りがあるため、来場には公共交通機関を利用ください。
- ※下欄の「**スマホから確定申告**」についても確認し、密を作らない申告に協力ください。



税理士による無料相談会

中国税理士会鳥取支部の税理士に、無料で税に関する相談ができます。今年も、事前予約が必要です。

会場 とりぎん文化会館
日時 2月23日(火・祝) 午前10時～午後4時
【予約・問合せ先】

中国税理士会鳥取支部事務局
 ☎ 0857-2619563



スマホから確定申告



新型コロナウイルス感染リスク軽減

1 密を作らない

感染症防止の観点から
確定申告会場の混雑緩和のため
 会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。



2 入場整理券

入場整理券は、確定申告会場当日配布。
LINEから、事前発行もできます。
 * 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちら！



*令和3年1月中旬から運用開始

医療費控除もスマホから

3 スマホ専用画面 (国税庁HP)

給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多くの方が**スマホ専用画面**をご利用いただけます。

申告書の作成
 はこちらから！



4 医療費控除の明細書が必要

医療費控除を受ける際は
「医療費控除の明細書」の提出が必要です。
 「医療費のお知らせ」を添付すると
 明細書の記入を一部省略できます。

令和2年分の確定申告からは「**医療費の領収書**」の添付又は提示による申告はできません。



鳥取税務署

国税庁HP

検索

